

# 答申例

## 【諮問】

太田市立小中義務教育学校の適正規模及び適正配置を図る基本方針を定めるため、下記について、太田市学校適正規模及び適正配置審議会に諮問する。

- 1 適正規模及び適正配置の基準
- 2 適正化の方策

## 【答申】（網掛け部分に数値や文言を記入するイメージ）

### 1 適正規模及び適正配置の基準について

#### 学級数と通学距離の基準

#### （1）小学校

- ・適正規模 〇～〇学級（1学年〇学級～〇学級）
- ・適正配置 スクールバスを運用しない場合は概ね〇km以内とし、運用する場合は概ね〇km以内とする。

#### （2）中学校

- ・適正規模 〇～〇学級（1学年〇学級～〇学級）
- ・適正配置 概ね〇km以内とする。

#### （3）義務教育学校

- ・適正規模 〇～〇学級（1学年〇学級～〇学級）
- ・適正配置 スクールバスを運用しない場合は概ね〇km以内とし、運用する場合は概ね〇km以内とする。

#### <適正規模について>

小学校では、〇のため〇学級が望ましい。  
中学校では、〇のため〇学級が望ましい。  
義務教育学校では、〇のため〇学級が望ましい。

#### 上記基準の理由

#### <適正配置について>

〇のため〇km以内とするのが望ましい。

### 2 適正化の方策について

#### 適正化の方策、順序

〇のときは〇について検討を行う。

#### 【付帯意見】

〇について考慮する。

#### 留意事項

#### 【おわりに】

太田市教育委員会におきましては、この答申内容を踏まえ、より良い教育環境を整備していただくよう要請します。

## ■法令上の適正規模の考え方 資料○抜粋

### 【小学校】

根拠	表記	学級数	理由
適正規模・適正配置に関する 手引き ※注1	少なくとも	6学級以上	・複式学級にならない ・全学年でクラス替えできる ・学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制できる ・同学年に複数職員を配置できる
	望ましい	12学級 ～ 18学級	
学校教育法施行規則 ※注2	学級数の標準		
国庫負担等に関する法律施行令	適正な規模の条件		

### 【中学校】

根拠	表記	学級数	理由
適正規模・適正配置に関する 手引き ※注1	少なくとも	6学級以上	・全学年でクラス替えできる ・学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制できる ・同学年に複数職員を配置できる ・免許外指導を解消する ・全ての授業で教科担任による学習指導を行う
	望ましい	9学級以上	
学校教育法施行規則 ※注2	学級数の標準	12学級 ～ 18学級	
国庫負担等に関する法律施行令	適正な規模の条件		

### 【義務教育学校】

根拠	表記	学級数	理由
学校教育法施行規則 ※注2	学級数の標準	18学級 ～ 27学級	・全学年でクラス替えできる ・学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制できる ・同学年に複数職員を配置できる
国庫負担等に関する法律施行令	適正な規模の条件		

注1 「学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要がある」の記載がある。

注2 「地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない」の記載がある。

## ■法令上の適正配置の考え方 資料○抜粋

根拠	記述
国庫負担等に関する法律施行令	通学距離が、小学校においては <u>おおむね4km以内</u> 、中学校及び義務教育学校にあっては <u>おおむね6km以内</u> であること。
適正規模・適正配置に関する手引き	適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「 <u>おおむね1時間以内</u> 」を一定の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

### 【太田市の現状】

- ・小学校の通学距離は、おおむね4km以内の範囲にある。
- ・中学校及び義務教育学校の通学距離は、おおむね6km以内の範囲にある。
- ・本市では、原則「小学校において、通学距離がおおむね2.5km以上ある場合は、スクールバスを利用できる」とされており、現在小学校及び義務教育学校13校でバスの運行を行っている。
- ・中学校及び義務教育学校後期課程は自転車通学を認めている。